

資料3

ワーク・ライフ・バランス、男女雇用機会均等を推進する企業の認定にあたって

1 認定制度の考え方

認定は区として行うものとし、基準表等は男女共同参画・平和担当と子ども家庭課とで作成する。

認定にあたっては「男女雇用機会均等」「両立支援・子育て」「両立支援・介護」「地域支援」に大別できるが、すべての分野の基準を満たしていなくても、一つの分野で基準を満たしていれば、推進企業として認定する。

2 認定に伴う事業手法

認定証の発行

周知用チラシの作成・周知

認定事業者の紹介（ホームページ・啓発紙）

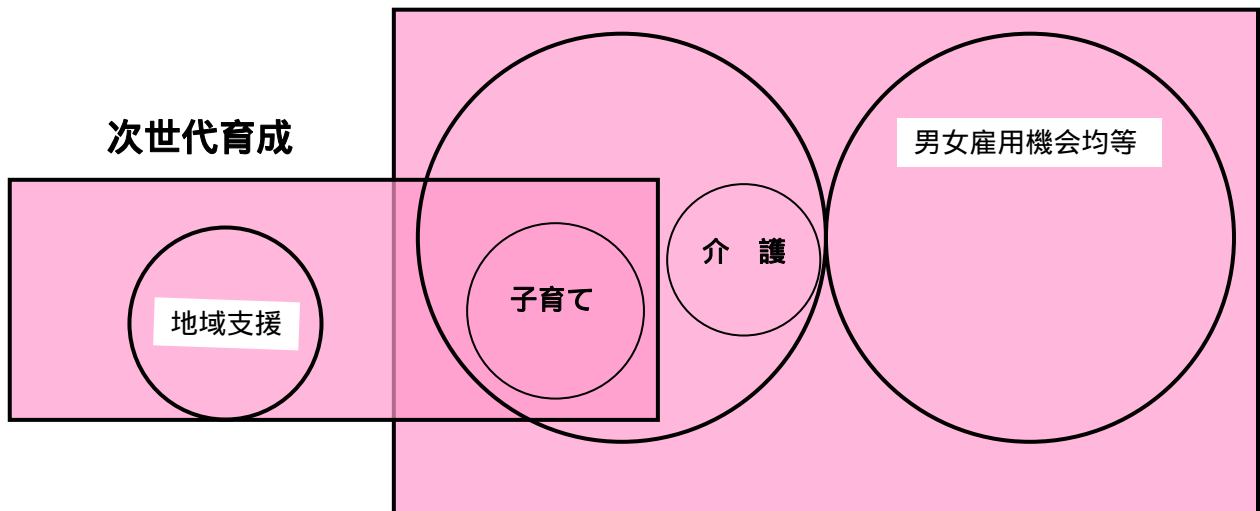
ワーク・ライフ・バランス、男女雇用機会均等を 推進する企業の認定

<イメージ図>

仕事と生活のバランスの
取れた生き方の実現のための
働き方の見直し

働き方の見直し

男女共同参画



基準を満たした企業を認定

男女共同参画・平和担当
子ども家庭課

商工観光課

・認定証の発行
・認定事業者の紹介
・周知用ちらしの作成・配布

ワーク・ライフ・バランス推進企業融資斡旋
(商工観光課 融資斡旋事業・拡充事業)